

# 社会福祉法人小千谷福祉会

## グループホーム小千谷A 洪水時の避難確保計画

平成 30 年 10 月 作成

本資料は、小千谷市千谷川に要配慮者利用施設があると仮定し、想定最大規模の洪水を想定した計画事例です。

なお、公共機関以外の施設、団体、会社は架空のものです。

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的、運用範囲

#### (目的)

第1条 この計画は、水防法第15条の3の規程に基づき、社会福祉法人小千谷福祉会運営、認知症対応型共同生活介護グループホーム小千谷Aは要配慮者利用施設として利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

#### (諸規定との関係)

第2条 消防計画に準じ、要配慮者利用施設に関し必要事項について、施設管理者及び防火管理者と共に定めるものとする。

#### (計画の適用範囲)

第3条 この計画は、当法人に勤務する者、利用者及び出入りするすべての者に適用するものとする。

### 第2節 施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者、以下同じ）の業務及び権限 (施設の管理権限者)

第4条 施設の管理権限者は、防火管理者及び施設管理者が兼務し、計画実施に関するすべての業務を行うものとする。

2 施設の管理権限者不在時の代理者を予め指名する。

#### (施設の管理権限者の権限及び業務)

第5条 この計画について、施設の管理権限者は一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 自衛水防組織の設置
- (2) 洪水時の避難確保計画の作成及び変更
- (3) 緊急通報、避難訓練計画及び実施
- (4) 日頃から気象情報の収集に努める
- (5) 避難準備・高齢者等避難開始が発令された時点で、迅速な避難を指示する
- (6) 受け入れ先避難所へ連絡し状況を確認する
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 建築物、施設等の点検検査の実施及び監督
- (9) 水防用装備品等の点検検査の実施及び監督
- (10) その他水害防止業務執行のため必要な業務

#### (市への報告等)

第6条 施設の管理権限者は、水防管理業務の適正な執行を図るため小千谷市（危機管理課）との連絡を密にし、次の業務を行うものとする。

- (1) 洪水時の避難確保計画の提出

- (2) 水防用装備品等を点検し結果を報告及び水害予防場必要な検査の指導要請
- (3) 教育訓練の指導要請
- (4) その他法令に基づく報告及び水防管理について必要な事項

## 第2章 洪水等避難時に関わる施設遵守事項

### (施設の遵守事項)

第7条 施設の設備等は避難者の妨げにならないよう、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難のために利用する廊下、避難口等には設備を設置したり、物品を置かないものとする。
- (2) 床面は、避難時に障害が発生しないように維持すること。
- (3) 避難口等に設ける戸は、容易に開錠でき、かつ解放した場合には避難路として十分な有効幅員を確保できること。

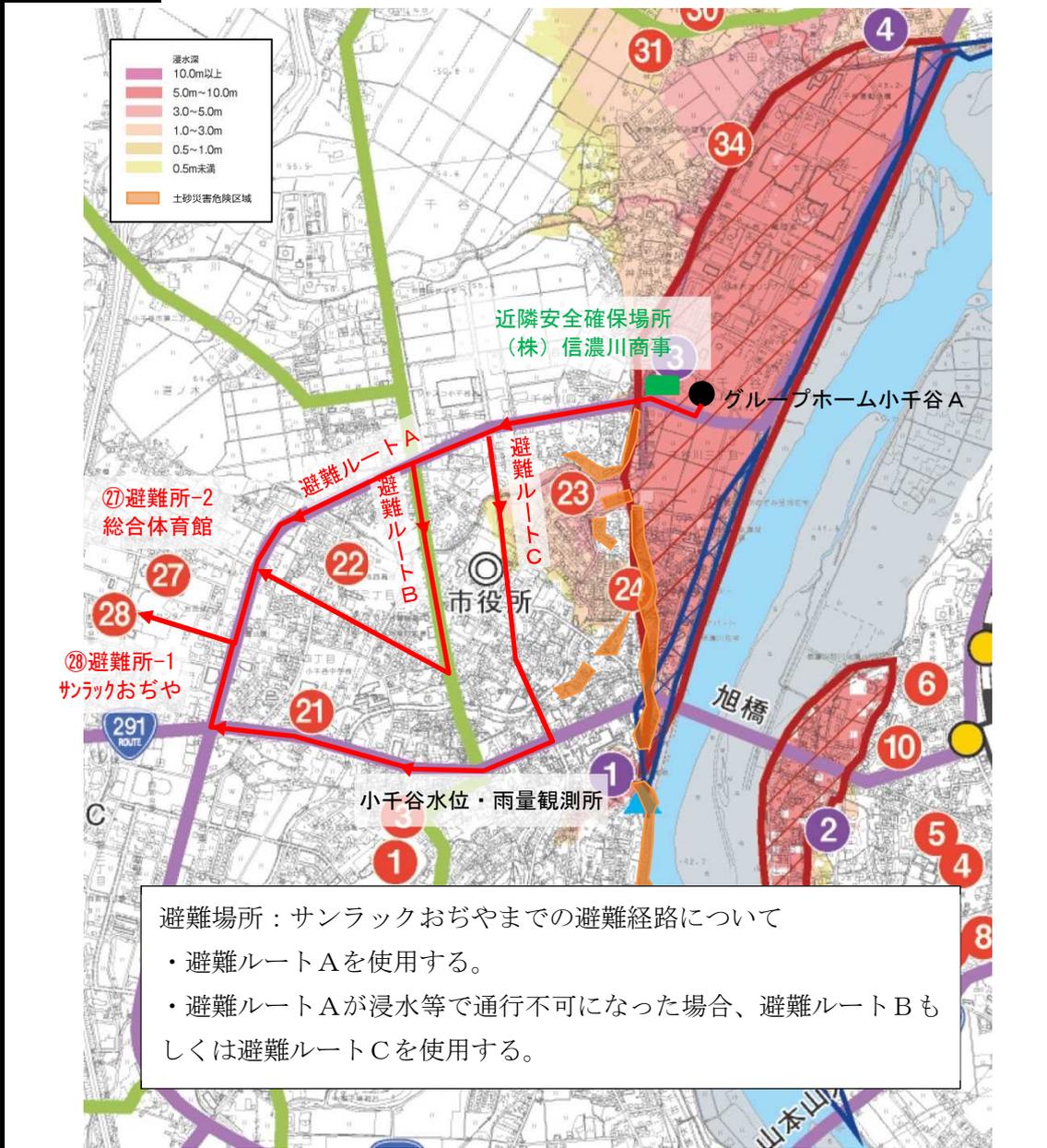
### 【施設の状況】

人数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 約9名	昼間 約4名	休日 (平日と同じ)	休日 (平日と同じ)
夜間 約9名	夜間 約2名		

【避難経路図】

洪水時の避難先は、洪水ハザードマップの想定浸水域及び浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図



避難場所：サンラックおぢやまでの避難経路について

- ・避難ルートAを使用する。
- ・避難ルートAが浸水等で通行不可になった場合、避難ルートBもしくは避難ルートCを使用する。

施設所在地	新潟県小千谷市千谷川〇丁目〇-〇
避難所-1 (サンラックおぢや)	新潟県小千谷市桜町 5140
避難所-2 (総合体育館)	新潟県小千谷市桜町 4915
安全確保 ((株)信濃川商事)	新潟県小千谷市千谷川〇丁目〇-〇

#### 4. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ▶ 小千谷市に洪水注意報発表 ▶ 小千谷水位観測所で氾濫注意水位超過 ▶ 信濃川氾濫注意情報（小千谷地区）発表	注意体制確立	・洪水予報等の情報収集 ・職員の参集（夜間・休日の場合） ・使用する資器材の準備（夜間の場合）	・情報収集伝達要員 ・情報収集伝達要員 ・情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ▶ 避難準備・高齢者等避難開始の発令 ▶ 洪水警報発表 ▶ 小千谷水位観測所で避難判断水位超過 ▶ 信濃川氾濫警戒情報（小千谷地区）発表	警戒体制確立	・洪水予報等の情報収集 ・使用する資器材の準備 ・家族への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼 ・要配慮者の避難誘導	・情報収集伝達要員 ・避難誘導要員 ・情報収集伝達要員 ・情報収集伝達要員 ・避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ▶ 避難勧告または避難指示（緊急）の発令 ▶ 小千谷水位観測所で氾濫危険水位超過 ▶ 信濃川氾濫危険情報発表		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※上記の他、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

※「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令されていなくても、雨量等の気象情報や水位情報等の情報から施設の管理権限者が危険だと判断した場合は避難を開始する。

※要配慮者の避難誘導の際に全職員も避難することとする。

※夜間に氾濫注意水位（小千谷地点）を越えた場合は注意体制を確立し、職員を1名参集し、警戒体制確立後に避難できるように避難準備を開始する。

※自衛水防組織の班編制及び要員配置は、別表1「自衛水防組織の編成と任務」を参照すること。

## 5. 情報収集・伝達

### (1)情報収集

■収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ ・ラジオ</li> <li>・インターネット（気象庁のホームページ）               <ul style="list-style-type: none"> <li>◎高解像度降水ナウキャスト <a href="https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/">https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/</a></li> <li>◎土砂災害警戒判定メッシュ情報 <a href="https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/">https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/</a></li> <li>◎大雨警報（浸水害の危険度分布） <a href="https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html">https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html</a></li> <li>◎洪水警報の危険度分布 <a href="https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html">https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html</a></li> </ul> </li> </ul>
洪水予報、河川水位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省「川の防災情報」 <a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a></li> <li>・新潟県河川防災情報システム <a href="http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen/">http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen/</a></li> <li>・新潟県新潟県土砂災害警戒情報システム <a href="http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou/">http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou/</a></li> <li>・NHK デジタル放送（河川水位情報）</li> <li>・緊急メール関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>◎緊急速報メール（各携帯電話会社）</li> <li>◎小千谷市緊急情報メール（登録制）</li> <li>◎小千谷市安全安心情報メール（登録制）</li> </ul> </li> </ul>
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、避難所の開設状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ ・小千谷市緊急告知ラジオ</li> <li>・広報車 ・市からのFAX</li> <li>・小千谷市ホームページ <a href="http://www.city.ojiya.niigata.jp/">http://www.city.ojiya.niigata.jp/</a></li> <li>・緊急メール関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>◎緊急速報メール（各携帯電話会社）</li> <li>◎小千谷市緊急情報メール（登録制）</li> <li>◎小千谷市安全安心情報メール（登録制）</li> </ul> </li> </ul>

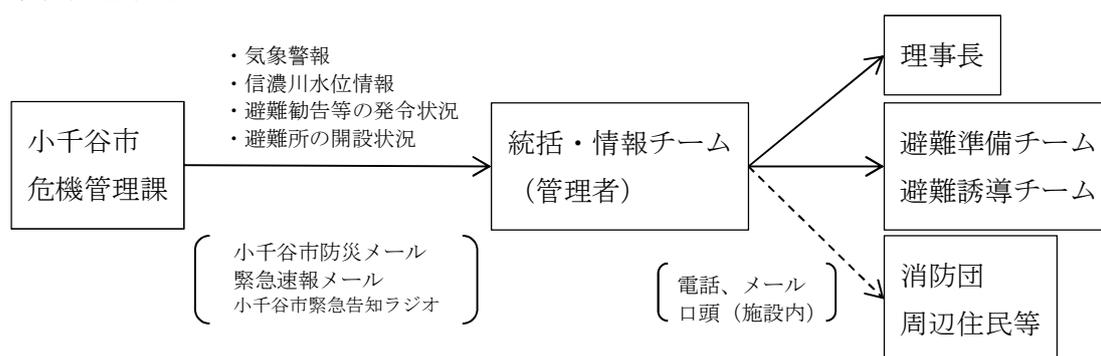
※停電時は、ラジオ、携帯電話を活用して情報収集するものとし、これに備えて乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。

## (2)情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、電話、メール等を用いて、体制の確率状況、気象情報、水位情報、避難の開始等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②市への連絡先は「小千谷市危機管理課」とする。
- ③徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について小千谷市に報告する。

情報伝達系統図



## 6. 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

### (1) 避難場所

避難先は、福祉避難所を基本とする（当施設周辺は、氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域内であり、屋内安全確保は危険であるため、立ち退き避難を基本とする）。サンラックおぢやに避難するが、サンラックおぢやが満員であった場合は、総合体育館に避難する。

なお、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険も伴うことから、場合によっては建物が堅牢で家屋倒壊の恐れのない、近隣の（株）信濃川商事の屋内で安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「P3 避難経路図」のとおりとする。

### (3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難所-1	サンラックおぢや	2,000m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input checked="" type="checkbox"/> 車両 1 台
避難所-2	総合体育館	1,900m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input checked="" type="checkbox"/> 車両 1 台
近隣 安全確保場所	(株)信濃川商事	200m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input checked="" type="checkbox"/> 車両 1 台
屋内安全確保	3階集会室		

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難装備品等一覧」に示すとおりである。

これらの装備品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする

避難装備品等一覧

装 備 品	
情報収集 ・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> FAX (各1台) <input type="checkbox"/> 携帯電話(1台) <input type="checkbox"/> 懐中電灯(1灯) <input type="checkbox"/> 電池(単1→4本 単2→2本 単3→4本 単4→4本) <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー(1台)
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿(従業員、利用者/1部) <input type="checkbox"/> 案内旗(2本) <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 (各1台) <input type="checkbox"/> 電池(単1→4本 単2→2本 単3→4本 単4→4本) <input type="checkbox"/> 懐中電灯(2灯) <input type="checkbox"/> 電池式照明器具(1台) <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー(1台) <input type="checkbox"/> 蛍光塗料(1本) <input type="checkbox"/> ライフジャケット(4着)
施設内の 一時避難	<input type="checkbox"/> 水(1人あたり 6ℓ) <input type="checkbox"/> 食料(1人あたり 9食分) <input type="checkbox"/> 寝具(12人分) <input type="checkbox"/> 防寒具(15人分)
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき(各5袋)
障がい者	<input type="checkbox"/> 常備薬(3日分)
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ(3袋) <input type="checkbox"/> ゴミ袋(45ℓ100枚) <input type="checkbox"/> タオル(バスタオル10枚 フェイスタオル20枚) <input type="checkbox"/> 手指消毒液(5本) <input type="checkbox"/> ゴム手袋(10双) <input type="checkbox"/> 使い捨てビニール手袋(100枚)

浸水を防ぐための対策
<input type="checkbox"/> 土嚢(20個) <input type="checkbox"/> 止水板(2枚)

## 8. 防災教育及び訓練の実施

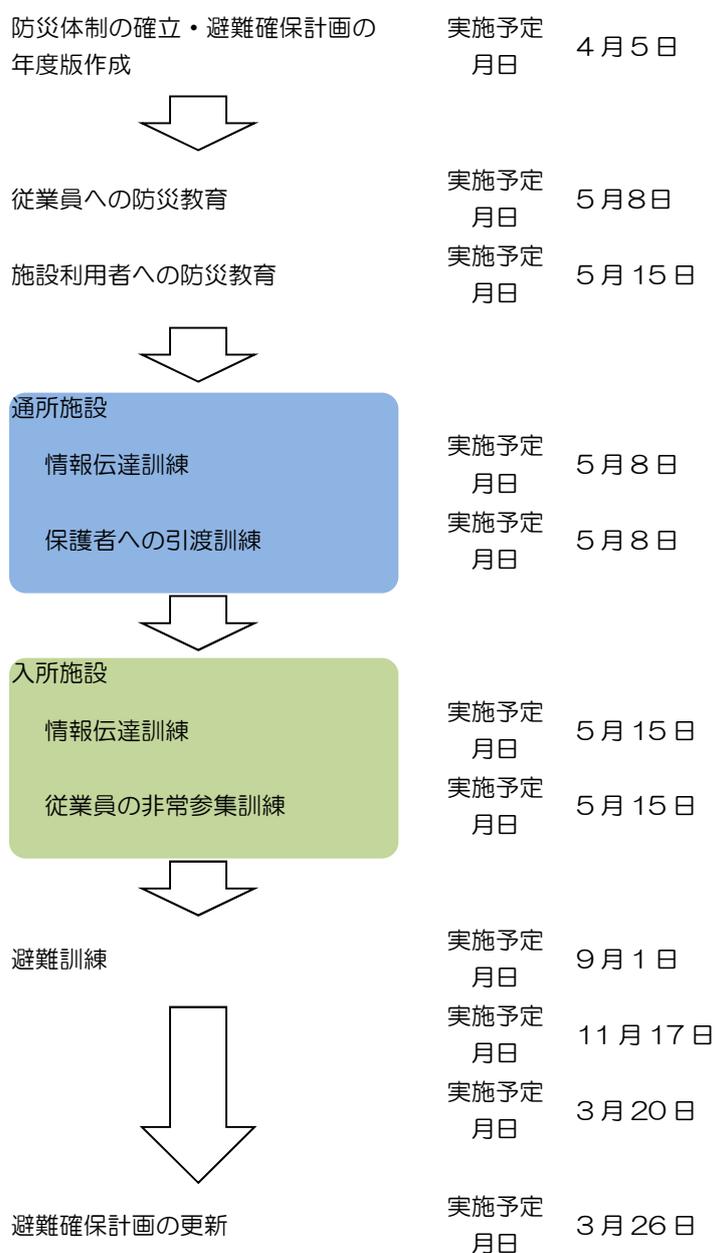
従業員、施設利用者への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

### ■防災に係る研修

- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

### ■防災訓練

- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。



9. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

(1)別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2)自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

①毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

②毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3)自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更したときは、水防法第15条の3第7項に基づき、遅延なく、当該計画を小千谷市長へ報告する。

10. 避難後の対応

(1)入所者様等の安全確認

①点呼

避難場所に着いたら、直ちに点呼により、入所者様等の安否及び状況等確認する。  
避難中に、はぐれたりした者がいないかなどを確認する。

②ゼッケン等の着用

避難場所では、被災地区から多くの方が集まってくることから、当施設からの避難者であることが一目でわかるように、名札等で混乱を防止するための措置をとる。  
(布ガムテープに油性マジックで施設名・氏名・留意（簡単な）点を記入して胸のあたりに貼る)

(2)避難場所での対応

① 避難者のケガの有無、体調、気分がすぐれない者がいないか等の状況を確認する。

ケガ等に対しては応急的な措置を施し、病院での診察・診療等が必要と思われる者については、看護師（スタッフ）の指示のもと、病院への搬送を行う。

②健康管理として、被災による精神的ショックや環境の変化、慣れない避難生活などで、入所者様は体調を崩すことが予想される。こまめに健康チェックを行い、健康管理を強化する。万が一、体調を崩した者が出た場合には、必要な応急措置を行い、受入れ可能な医療機関等へ受診・入院等の協力を依頼する。

③受け入れ先の避難場所職員や他施設の職員との協力は不可欠であることから、お互いの入所者の状態を共有し、安心・安全に過ごせるよう努める。（想定される避難場所職員と他施設職員とは日頃より、個人情報保護に関し、共通認識しておくことが必要である。）

④メンタルヘルス対策

災害の被災者は、個人差があるにしても、恐怖や不安感、無力感が強くなってくる。環境への適応能力が低い場合には、パニックを起こしやすくなるため、適切な配慮が

必要。

(ア) 入所者様の心のケアの実施

災害が大きい場合等、被災による精神的ショックや、避難生活の長期化によるストレスが、心的外傷後ストレス障害になる可能性も大きく、精神科医等専門家による早い時期からのケアが必要と思われる。

(イ) 施設職員のケアの実施

入所者様の安全を確保するためには、施設職員全体が健康でなければならず、過酷な条件下での過重労働を未然に防ぐためにも、外部からの支援を早めに受け入れ、交代制で対応する体制を確立して、職員も休養できる体制作りが必要である。

また、職員自身やその家族が被災者であることも多いため、心のケアを行うことも大切であり、管理者は職員の情報も入手しながら配慮する。

⑤ 家族等への連絡・引継ぎ

被害情報に基づき、施設の復旧の見通し、入所者様の状態などを判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。

引継ぎに際しては、引き取りに現れた家族等に直接引き渡すとともに、必ず引取者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻などの記録を残す。

⑥ 市への連絡

市に避難の状況（避難場所・避難した人員等）を連絡する。（避難完了者、負傷者、要救助者等について具体的な数字を踏まえて正確に把握）

(3) 被災後の安全確認

- ① 速やかに障害物の除去等被災後の片付けを行い、必要に応じ応急修理、危険箇所への立入禁止措置など、安全対策を講じる。
- ② 施設に異常が認められる場合は、専門家による応急危険度調査等を実施し、安全性の確認を行う。（地面の崩落の危険、建物の傾斜など）
- ③ 浸水等により施設内が汚染された場合には、清掃に加え防疫薬剤の散布等、衛生管理上必要な措置を講じる。
- ④ 電気、ガス、水道等のインフラ施設の機能・安全性を確認する。特に、電気系統の設備に浸水被害があった場合には専門業者による点検で安全が確認されるまでは、通電、作動は行わない。

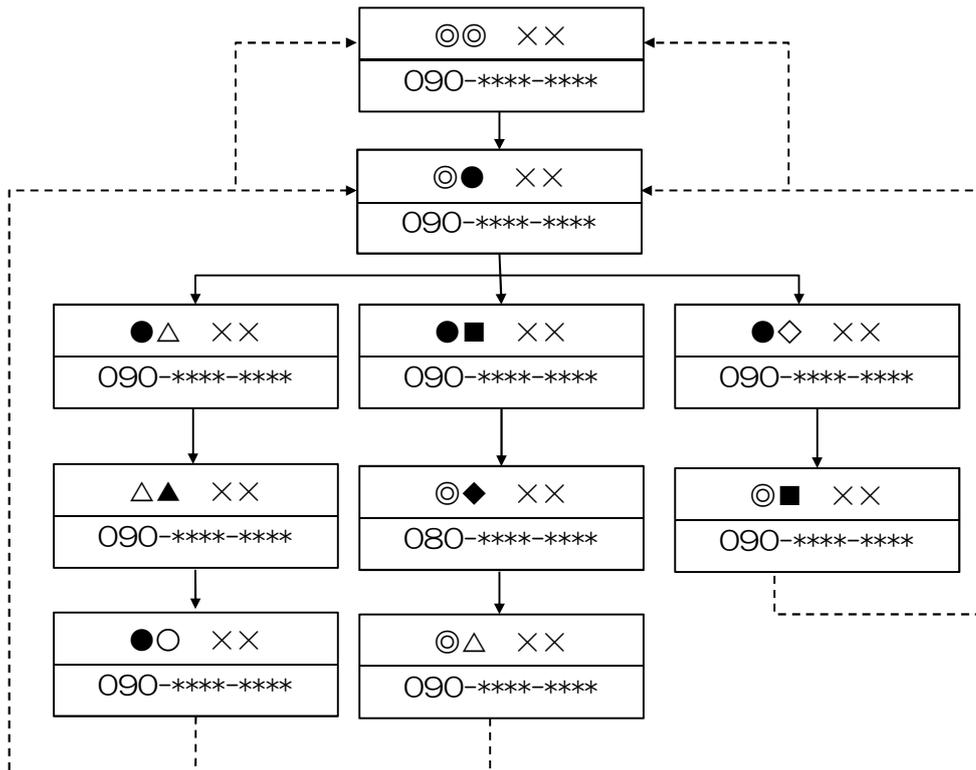
(4) 施設が使用不能の場合

- ① 入居者様のご家族等で被災を免れた方がいる場合  
状況を説明して、家族等へ引き継ぐ。
- ② 入居者様のご家族等も被災している場合  
他の社会福祉施設等で受け入れてもらえるように依頼する。  
※受け入れ先となる福祉施設や医療施設等とは、スムーズに受入れが進むように平常時から協力関係を構築しておく。

11. 施設利用者緊急連絡先一覧表

施設利用者			緊急連絡先				その他 (緊急搬送先等)
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	
〇〇××	80	小千谷市*-*	〇〇××	子	83-****	小千谷市*-*	小千谷〇〇〇病院
△△××	92	小千谷市*-*	△△××	子	32-****	長岡市*-*	小千谷△△病院
□□××	81	小千谷市*-*	□□××	夫	83-****	小千谷市*-*	小千谷〇〇〇病院
●●××	80	小千谷市*-*	◆◆××	子	83-****	小千谷市*-*	小千谷〇〇〇病院
■ ■××	78	小千谷市*-*	■ ■××	妻	83-****	小千谷市*-*	小千谷△△病院
▲▲××	79	小千谷市*-*	▲■××	子	83-****	小千谷市*-*	小千谷△△病院
◎◎××	82	小千谷市*-*	◎◎××	妻	83-****	小千谷市*-*	小千谷〇〇〇病院
◆◆××	94	小千谷市*-*	◆◎××	子	32-****	長岡市*-*	小千谷〇〇〇病院
◇◇××	84	小千谷市*-*	◆◇××	子	32-****	長岡市*-*	小千谷〇〇〇病院

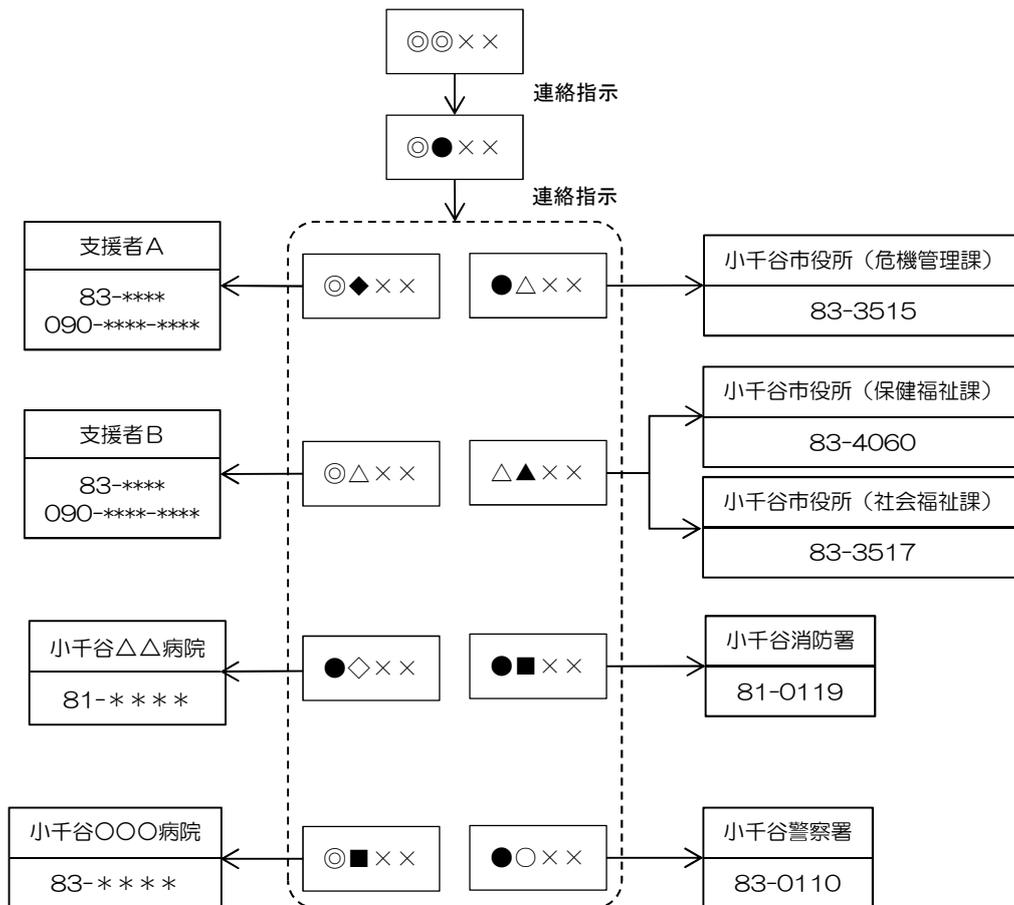
12. 緊急連絡網



13. 外部機関等への緊急連絡先一覧表

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
小千谷市役所 (防災担当)	危機管理課	□○×× ○△××	83-3515	8:30~17:15	
小千谷市役所 (福祉担当)	保健福祉課 社会福祉課	○○×× △◎××	83-4060 83-3517		
小千谷消防署			81-0119		
小千谷警察署			83-0110		
支援者A		△△××	83-****	7:00~21:00	携帯電話 090-****-****
支援者B		◆◇××	83-****	17:00以降	携帯電話 090-****-****
小千谷 ○○○病院			83-****		
小千谷 △△病院			81-****		

【連絡担当図】



14. 対応別避難誘導方法一覧表

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考
1	○○××	サンラックおぢや	車	●△ ××	
1	△△××	サンラックおぢや	車	●△ ××	
6	□□××	自宅	徒歩	◎■ ××	
2	●●××	サンラックおぢや	車	●■ ××	
2	■■××	サンラックおぢや	車	●■ ××	
2	▲▲××	サンラックおぢや	車	●■ ××	
3	◎◎××	サンラックおぢや	車	△▲ ××	
1	◆◆××	サンラックおぢや	車	●△ ××	
3	◇◇××	サンラックおぢや	車	△▲ ××	

避難場所へ移動

1.単独歩行が可能 2.解除が必要 3.車椅子を使用 4.ストレッチャーや担架が必要 5.その他

その他の対応

6.自宅に帰宅 7.病院に搬送 8.その他

15. 防災体制一覧表

水防責任者（水防隊長）

【法人理事長】

施設の管理権限者（副隊長）

【防火管理者・各施設管理者】

	役職及び氏名	任務	防災体制確立後の対応
統括班	班長：●△ ××	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡	<input type="checkbox"/> 水防隊長の指示により必要な情報を収集・伝達 <input type="checkbox"/> 担当区域の点検見回り <input type="checkbox"/> 被害防止措置をとる（危険度の確認・報告） <input type="checkbox"/> 危険箇所を確認した場合、副隊長等と連絡をとりながら補強等の指示
	班員：2名 ・△▲ ××		
	・◎● ××		
避難準備・誘導班	班長：●■ ××	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認	<input type="checkbox"/> 防災体制を確立した際の伝達に先立ち、出入り口等の配置につく <input type="checkbox"/> 警戒体制が確立した場合の伝達にともない避難誘導を行う
	班員：3名 ・●○ ××		
	・◎◆ ××		
	・◎△ ××		
応急救護班	班長：●◇ ××	<input type="checkbox"/> 応急救護所の設置 <input type="checkbox"/> 負傷者の応急処置 <input type="checkbox"/> 救急隊との連携及び情報の提供 <input type="checkbox"/> 病院への搬送	<input type="checkbox"/> ご入所者様の体調確認 <input type="checkbox"/> 健康状態に合わせた対応指示（体調不良者への付き添い） <input type="checkbox"/> 危険箇所の補強等 <input type="checkbox"/> 避難通路の確保
	班員：1名 ・◎■ ××		

## 別添 「自衛水防組織活動要領」

### (自衛水防組織の編成)

第 1 条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 水防責任者は、施設水防管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、施設水防管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括班、避難準備・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表 1 に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

### (自衛水防組織の運用)

第 2 条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあつて、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

### (自衛水防組織の装備)

第 3 条 水防責任者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

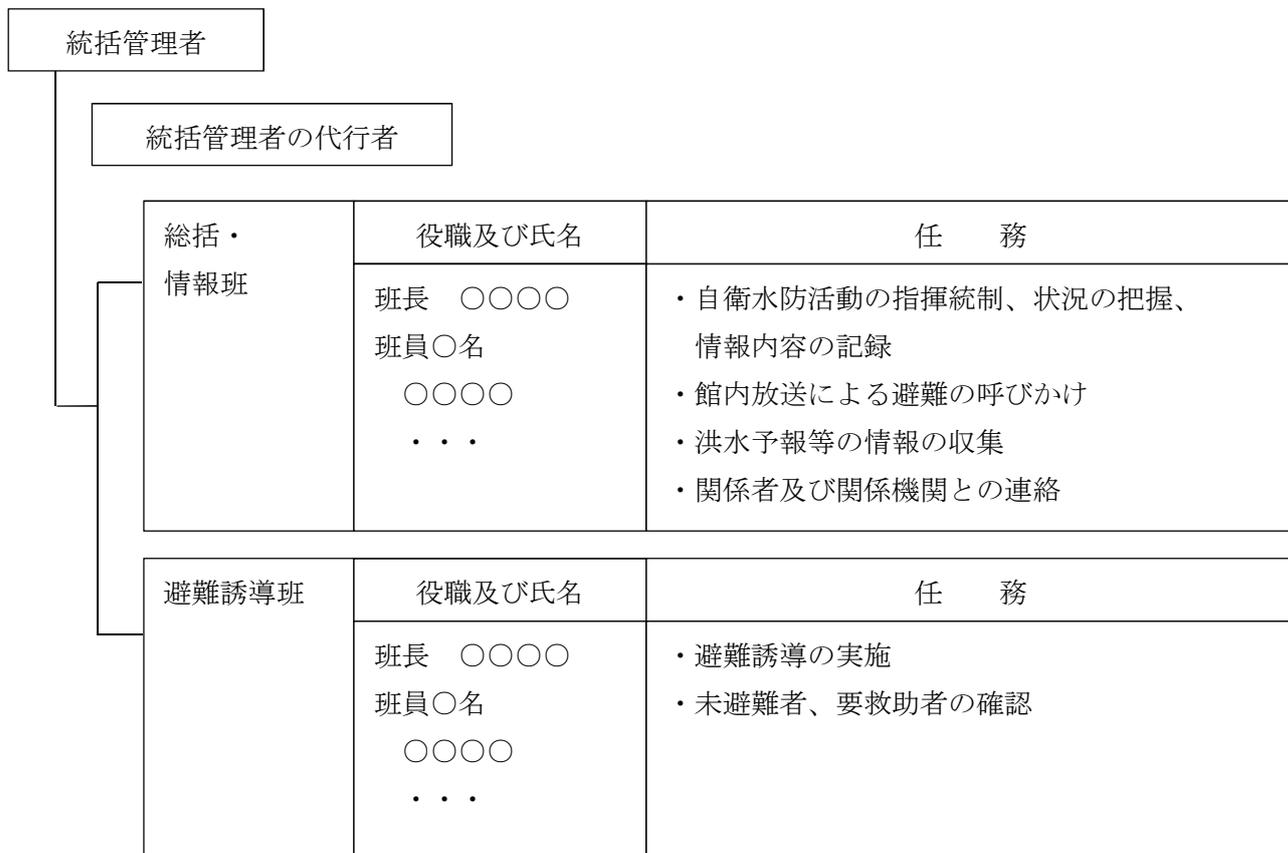
(1) 自衛水防組織の装備品は、別表 2 「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

### (自衛水防組織の活動)

第 4 条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」



別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 証明器具（懐中電灯、投光器等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

◎避難所への連絡（受入れ要請）はできる限り早くしておく。

避難所-1：サンラックおぢや TEL 0258-83-2340 FAX 0258-83-2777

避難所-2：総合体育館 TEL 0258-83-0077 FAX 0258-83-0078

近隣安全確保場所：(株) 信濃川商事

TEL 0258-83-〇〇〇〇 FAX 0258-83-××××

◎避難場所への避難が危険だと判断した場合は、市へ相談する。

◎宿泊を余儀なくされる場合は、ご入所者様の安全、体調管理を第一として、連絡体制を確立させておく。